

2. 各国遺失物法令等比較表

(1) 諸外国の遺失物に関する主な制度・運用の比較

(2) 各国遺失物法令等比較表

諸外国の遺失物に関する主な制度・運用の比較

| 項目 | 国名 | 日本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英国 (ロンドン警視庁管内) | 米国 | | | カナダ (ケベック州) |
|--|----|---|---|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 | ワシントンD.C. | |
| 取扱の主体 | | 警察 | 地方自治体 | 警察 | 警察 | 警察 | 警察 | 警察 | 警察及び地方自治体 |
| 遺失者のための 拾得物保管期間 | | 14日と6月 (公告期間+ 保管期間) | 6月 | 50ユーロ未満の 場合:3か月 50ユーロ以上の場 合:1年 | 4週間 | 100ドル未満の 場合:3か月 500ドル未満の 場合:6か月 5000ドル未満の 場合:1年 5000ドル以上の 場合:3年 | 90日 | 135日 (保管期間90日+ 公告期間45日) | 60日 |
| 独自に拾得物を 取扱うことができる 施設(特定施設) に関する規定 | | 規定なし | 官公庁又は公共交通 機関での拾得物は 地方自治体に 差出不要 | フランス国有鉄道 での拾得物は警察 に差出不要 | 私有建造物及び 公共交通機関(ロ ンドン・タクシーを 除く) での拾得物は警察 に差出不要 | 規定なし | カリフォルニア大 学・カリフォルニア 州立大学・全ての 州機関での拾得物 は警察に差出不要 | 規定なし | 規定なし (拾得物を警察や 地方自治体に差し 出すかどうかは拾 得者の判断によ る) |
| 売却・廃棄に 関する規定 | | 保管に不相当の費用 又は手数料を要する 物件、滅失・毀損の おそれのある物件は 売却・廃棄 | 滅失・毀損のおそれ のある物件、保管に 不相当な費用を伴う 物件は売却 | 保存不可能な 物件、商品価値が ほとんどない物件 は廃棄 | 売却価値のない物件 は廃棄 | 残存価値しか有さ ない物件、滅失・ 毀損のおそれのある 物件は売却 | 遺失者が発見され ない場合、滅失・毀 損のおそれのある物 件、手数料が物件 価額の3分の2に 達する物件は売却 | 保管費用が価値 の75%を上回る 物件、滅失・毀損 のおそれのある物 件は売却 | 滅失・毀損のおそ れのある物件は 廃棄 |
| 費用負担に 関する規定 | | 必要な費用は、物件 を引き取る遺失者又 は拾得者が負担 | 必要経費は、受領 権利者にその償還を 請求 | 5.1ユーロの 手数料(高額物件 は物件の価額に 比例した手数料)を 遺失者から徴収 | ロンドン・タクシー内 で拾得された物件に ついては、規定の 手数料を遺失者に 請求 | 規定なし | 物件の保管及び 管理のための妥当な 手数料を所有者に 請求 | 規則の定めによる | 所有者は、物件の 引渡しを請求する 際、管理費用の支 払いを申し出る 必要あり |
| 報労金に 関する規定 | | 物件価格の100分の 5~100分の20の 範囲内 「占有者」のいる施設 で拾得した場合は上 記報労金を拾得者と 占有者で折半 | 物件価額が500ユー ロ以下:100分の5 物件価額が500ユー ロを超える分:100分 の3 動物:100分の3 50ユーロ以上の物件 を官公庁又は公共交 通機関で拾得した場 合は上記の2分の1 | 規定なし | ロンドン・タクシー内: 手数料に報労金を 含む | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 拾得者の差出 義務が免除される 物件の価額 | | 規定なし | 10ユーロ以下の 物件 | 規定なし | 50ポンド未満の 物件 | 20ドル未満の 物件 (証券・証書類は 除く) | 100ドル未満の 物件 | 規定なし | 拾得物を警察や地 方自治体に差し出 すかどうかは拾得 者の判断による |

注) 1ユーロ≒140円、1ポンド≒200円、1ドル≒115円

各国遺失物法令等比較表

| 項目 | 国名 | | 米 国 | | カナダ | | | |
|----------------|--|---|---|--|--|---|--|--|
| | 日 本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英 国 (ロンドン警視庁管内) | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 コロンビア特別区 | (ケベック州) | |
| 対象となる物件の種類及び状態 | 「他人ノ遺失シタル物件」 (遺失物法第1条第1項) 「犯罪者ノ置去リタルモノト認ムル物件」 (遺失物法第11条) 「誤テ占有シタル物件」、「他人ノ置去リタル物件」、「逸走ノ家畜」 (遺失物法第12条) 「埋蔵物」 (遺失物法第13条) | 遺失した物件 (民法第965条第1項) 埋蔵物 (民法第984条) | パリ市内における公道又は誰も立ち入りできる建造物において拾得された物件 (パリ警視総監アレテ第00-11481号第1条) | 公共の場所で拾得された物件で、かつ、それが犯罪に使用されていない又は何らかの形で犯罪に関与していないと想定される物件 | 紛失した又は置き忘れた財物 (ニューヨーク州法第7条-B §251.3) 金銭、証券・証書類、商品、動産及び有体人的財産 (ニューヨーク州法第7条-B §251.1) | 金銭、物品、債権、その他の財産及び家畜 (カリフォルニア州民法第2080条) | 遺失者が不明で、過失、不注意又は手落ちにより偶然に、又は不本意ながら遺失者の手を離れた一切の個人的財産 (コロンビア特別区法 §5-119.01(b)(1)) | 遺失又は置き忘れられた動産 (ケベック州民法第939条) 埋蔵物 (ケベック州民法第938条) |
| 遺失者の権利主張期間 | 公告期間(14日間)後、6ヶ月 (民法第240条及び第241条) | 所轄官庁(地方自治体)への差出後6ヶ月以内 (民法第973条) | 3ヶ月(50ユーロ未満) 1年(50ユーロ以上) (パリ警視総監アレテ第00-11481号を改正するアレテ第01-17172号第2条) | 差出から4週間以内 | 関連した妥当な費用の全てが支払われれば、物件は遺失者に引き渡される (ニューヨーク州法第7条-B §254) | 価額が250ドル未満の場合、警察署又は保安官事務所が物件を受領後90日以内 (カリフォルニア州民法第2080条2) 価額が250ドル以上で、90日以内に遺失者が所有権を立証しない場合には、警察署又は保安官事務所による最初の公告掲載後7日以内 (カリフォルニア州民法第2080条3) | 通知の投函日から30日以内 (コロンビア特別区法 §5-119.06(e)) 権利の請求および引き取りがなされずに90日以上財物管理係の保管下にとどまる物件の全て(金銭を含む)については、第1回目の公告から45日以内 (コロンビア特別区法 §5-119.10(a)) | 遺失又は置き忘れられた動産で、第三者の手もとにあり又は公の場所に放置された物件の所有権は、遺失者に属する (ケベック州民法第939条) |
| 拾得者の権利主張期間 | 遺失者の権利喪失後2ヶ月以内 (遺失物法第14条) | 物件を所轄官庁(地方自治体)に差し出してから6ヶ月経過後、拾得者は所有権を取得する (民法第973条第1項) | 遺失者の権利主張期間後1ヶ月(50ユーロ未満) 6ヶ月(50ユーロ以上) (パリ警視総監アレテ第00-11481号を改正するアレテ第01-17172号第2条) | 遺失者が権利主張を行わず、その後2週間以内に拾得者が権利主張を行った場合、物件の所有権は拾得者に帰属する | 期間の満了時点(※「保管期間」参照)において遺失者が権利を請求していない場合、物件の所有権は拾得者に帰属する 価額が10ドル未満の遺失物の拾得者が遺失者へ当該物件を返還するための妥当な努力を行ったうえで、返還することが不可能であった場合、所有権は拾得から1年間が経過した時点で拾得者に帰属する (ニューヨーク州法第7条-B §254.2、§257.2) | 価額が250ドル未満の場合、90日以内に遺失者が出頭し、所有権を立証しない場合、所有権は拾得者に帰属する 価額が250ドル以上の場合には、90日経過後に公告が実施され、7日以内に遺失者が出頭しなかった場合、所有権は拾得者に帰属する (カリフォルニア州民法第2080条3(a)(b)) | 権利の請求および引き取りがなされずに90日以上財物管理係の保管下にとどまる物件の全て(金銭を含む)について、第1回目の公告から45日以内に遺失者から権利の請求がなされない場合には、物件に対する権利は拾得者に帰属する (コロンビア特別区法 §5-119.10(a)) | 動産の所有権はこれを占有することによって取得できないが、保持することにより時効取得できる (ケベック州民法第939条) |
| 拾得物の取扱い | 拾得物の差出先 「警察署長」 (遺失物法第1条第1項) | 価額が10ユーロ超である場合、 所轄官庁(地方自治体) (民法第965条) | 警察署又はパリ警視庁遺失物課 (パリ警視総監アレテ第00-11481号第1条) | 警察署 | 価額が20ドル以上である場合、 州、市、郡、町、村の警察署又は警察本部 (ニューヨーク州法第7条-B §252) | 価額が100ドル以上である場合、 市警察又は郡保安官事務所 (カリフォルニア州民法第2080条1(a)(b)) | 警察 (首都警察一般命令601.1(1992年4月30日)第Ⅲ部A.1) | 警察官、地方自治体、又は拾得場所の管理責任者 ただし、拾得者による拾得事実の申告後、物件の差出は任意(拾得者は、物件を拾得者自身で保管することを選択することができる) (ケベック州民法第941条) |

注1) 1ユーロ≒140円、1ポンド≒200円、1ドル≒115円

注2) 表内の記述は各国の遺失物関係法令に基づく。ただし、英国(ロンドン警視庁管内)については、一般的な遺失物取扱業務を規定する法律が存在しないため、運用状況等の調査結果を含む。

注3) 特定施設: 独自に拾得物を取扱うことができる施設

| 項目 | 国名 | 米 国 | | | | | | | カナダ (ケベック州) |
|---------|--------------------|---|---|--|--|---|--|--|---|
| | | 日 本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英 国 (ロンドン警視庁管内) | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 | コロンビア特別区 | |
| 拾得物の取扱い | 拾得物の差出期間 | 「速ニ」差し出さなければならない (遺失物法第1条及び第10条) 拾得時より7日以内に差し出さない者は報労金を受ける権利並びに所有権を取得する権利を喪失する (遺失物法第9条) | 遅滞なく (民法第965条第2項) | 拾得から24時間以内 (パリ警視総監アレテ第00-11481号第1条) | ロンドン・タクシーの運転手が、タクシー内で遺失物を拾得した場合は、24時間以内 (1934年ロンドン・タクシー令) | 拾得から10日以内 (ニューヨーク州法第7条-B § 252.1) | 妥当な期間内 (カリフォルニア州民法第2080条1) | コロンビア特別区法に規定なし | ケベック州民法に規定なし |
| | 差出不要の拾得物 | 規定なし | 価額が10ユーロ以下の物件 (民法第965条) ただし、拾得者は物件を保管する義務がある (民法第966条) | パリ警視総監アレテに規定なし | 下記以外の場合は、拾得者自身で保管するよう奨励される ・ 拾得者が18歳未満 ・ 拾得物が危険物(武器、弾薬、爆発物等) ・ 拾得物の価額が50ポンド以上 ・ 拾得物が小切手、クレジットカード、質札、文書 ・ 拾得物が電子記憶媒体等 | 価額が20ドル未満の物件 (ニューヨーク州法第7条-B § 252.1) | 価額が100ドル未満の物件 (カリフォルニア州民法第2080条1(a)) | コロンビア特別区法に規定なし | ケベック州民法に規定なし |
| | 拾得物の差出を受けた場合の当局の措置 | 「拾得物預り書」を交付 (遺失物法施行令第1条第2項) | ドイツ民法に規定なし | 受領証を交付 (パリ警視総監アレテ第00-11481号第6条) | 受領証を交付 | 受取証を交付 (ニューヨーク州法第7条-B § 253.1) | 拾得者による宣誓供述書を作成 (カリフォルニア州民法第2080条1(a)) | 受領証を交付 (首都警察一般命令601.1(1992年4月30日)第III部A.1) | ケベック州民法に規定なし |
| | 保管場所 | 警察署 | ドイツ民法に規定なし | パリ警視庁遺失物課 (パリ警視総監アレテ第00-11481号第1条) | 警察署 | 公共又は民間の適切な施設 (ニューヨーク州法第7条-B § 253.5(b)) | カリフォルニア州民法に規定なし | 首都警察財物管理係 (コロンビア特別区法 § 5-119.02) | 拾得者、警察、及び地方自治体 (ケベック州民法第941条) |
| | 保管期間 | 最長で、14日+6ヶ月+2ヶ月 (※公告期間+遺失者の権利主張期間+拾得者の権利主張期間) | ドイツ民法に規定なし | 4ヶ月(50ユーロ未満) 1年6ヶ月(50ユーロ以上) (※いずれも遺失者の権利主張期間+拾得者の権利主張期間) (パリ警視総監アレテ第00-11481号を改正するアレテ第01-17172号第2条) | 犯罪捜査の対象であった物件が捜査後に警察の保管下に置かれた場合、 1年(※物件の売却代金についても同様) (1897年警察(財産)法2(3)) 公道において拾得された物件については 4週間+2週間 (※遺失者の権利主張期間+拾得者の権利主張期間) | 100ドル未満:3ヵ月 100ドル以上500ドル未満:6ヵ月 500ドル以上5,000ドル未満:1年間 5,000ドル以上:3年間 (ニューヨーク州法第7条-B § 253.7) | 3ヵ月以上 (※遺失者の権利主張期間:90日) (カリフォルニア州民法第2080条4、第2080条6(a)、第2080条8及び第2080条9) | 90日以上+45日 (保管期間+公告期間) (コロンビア特別区法 § 5-119.10) | 60日 (ケベック州民法第942条) |
| | 物件の返還 | 「警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者」に当該物件を返還する (遺失物法第1条第2項) | 所轄官庁(地方自治体)は拾得者の同意を得なければ、物件又は売上を受領権利者に返還してはならない (民法第975条) | 150ユーロ以下の価値の物件、あるいは最高150ユーロまでの現金の入ったものについては、担当警視の責任において直接返還することができる (パリ警視総監アレテ第00-11481号を改正するアレテ第01-17172号第1条) | 遺失者への物件の返還は、遺失者の身分証明及び物件の製品情報が明らかである等、所有権を主張し得る場合のみ行われる | ニューヨーク州法第7条-Bに規定なし | 警察署又は保安官事務所が物件を受領後、90日以内に遺失者が出頭の上、所有権を立証し、手数料を納付すれば、当該物件を返還する (カリフォルニア州民法第2080条2) | 財物管理係は、遺失者、その最近親者、又は法的代理人にのみ物件を引き渡す (コロンビア特別区法 § 5-119.06(a)) | 物件の拾得者は、遺失者を発見するよう努めるものとし、遺失者を発見した場合には物件を返還する (ケベック州民法第940条) |

| 項目 | 国名 | | 日本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英国 (ロンドン警視庁管内) | 米 国 | | | カナダ (ケベック州) |
|-------------------|--------------------|--|--|--|---|---|--|--|--|--|
| | | | | | | | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 | コロンビア特別区 | |
| 拾得物の取扱い | 遺失者に返還するための責務 | | 「警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ」 (遺失物法第1条第2項) | ドイツ民法に規定なし | パリ警視庁遺失物課は、物品を遺失者に返還するために必要な捜査を行う責任を有する (パリ警視総監アレテ第00-11481号第3条) | 警察は、物件の遺失者を特定するためのあらゆる妥当な手段を講じる | 警察は、物件、証券・証書類又は売却の売上金を保管し、その保管の通知を行う (ニューヨーク州法第7条-B § 253.1) | 遺失者の身元が確認可能である場合、物件を保管している事実及び物件の返還請求場所を同人に通知しなければならない (カリフォルニア州民法第2080条1(b)) | コロンビア特別区法に規定なし | ケベック州民法に規定なし |
| | 犯罪の証拠と思われる物件に関する規定 | | 「犯罪者ノ置去リタルモノト認ムル物件」を拾得した者は当該物件を警察署長に差し出さなければならない (遺失物法第11条第1項) | ドイツ民法に規定なし | パリ警視総監アレテに規定なし | 盗難品、犯罪の証拠品、禁制品については警察の保管下に置かれるが、妥当と認められる場合は、拾得者による保管又は遺失者への返還が奨励される (※警察によって保管することを決定した場合でも、物件を構成するもの(部品等)が警察の捜査目的に照らして不必要と判断された場合は、速やかに返還しなければならない) (1984年警察・刑事証拠法 § 22) | 犯罪の実行の証拠を構成することのできない、又は免許がなければ合法的に所持することのできない品目に適用される他の法規を無効にし、制限するものではない (ニューヨーク州法第7条-B § 256.7) | カリフォルニア州民法に規定なし | 犯罪によって取得された如何なる物件又は金銭も、財物管理係によって保有することが必要とされれば引き渡してはならない (コロンビア特別区法 § 5-119.06(d)) | ケベック州民法に規定なし |
| | 禁制品に関する規定 | | 拾得者は遺失者等に対して「私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件」を直接返還してはならない (遺失物法第1条第1項) | ドイツ民法に規定なし | パリ警視総監アレテに規定なし | | | | カリフォルニア州民法に規定なし | コロンビア特別区法に規定なし |
| 保管期間中における物件の売却・廃棄 | | | 保管物件が「滅失又ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相当ノ費用若ハ手数」を要するとき、物件を売却することができる (遺失物法第2条第1項) | 滅失・毀損のおそれがあるか、保管が不相当な費用を伴う場合は、物件を競売に付さなければならない (民法第966条第2項) | 保存不可能かつ特別規則の対象とならない消費物資及び商品価値がない又はほとんどない物件は廃棄する (パリ警視総監アレテ第00-11481号第5条) | 売却価値のない物件は廃棄する | 物件が残存価値しか有さない場合、又は滅失・毀損のおそれのある場合、速やかに物件を売却する (ニューヨーク州法第7条-B § 253.5(a)) | 物件が一般に売却の対象となるものであって、妥当な努力を払ってもその遺失者が発見されないか、手数料の請求に対してその納付を拒否し、以下のいずれかに該当する場合には、物件を売却することができる ・滅失・毀損のおそれのある場合 ・手数料が物件価額の3分の2に達する場合 (カリフォルニア州民法第2080条5) | 売却価値のない物件は、通知の投函日から30日以内に遺失者から返還請求がない場合、廃棄する (コロンビア特別区法 § 5-119.06(e)) 保管料金が物件価額の75%を上回る場合、物件を保管することを要求される期間とは無関係に物件を競売で売却する (コロンビア特別区法 § 5-119.09(d)(2)) 権利の請求がなされない、滅失・毀損のおそれのある物件は全て直ちに売却する (コロンビア特別区法 § 5-119.13) | 物件が滅失・毀損のおそれがある場合、直ちに物件を廃棄することができる (ケベック州民法第942条) |

| 項目 | 国名 | | 米 国 | | カナダ | | | | |
|---------------------|---|---|--|--|--|--|---|--|--|
| | 日 本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英 国 (ロンドン警視庁管内) | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 | コロンビア特別区 | | |
| その他 売却に関する 規定 | | | | 売上金は、警察(財産)法に従って慈善団体のために分配される | 処理費用、通知費用及び他の特別費用の総計が、競売による売却総額の半分を上回る物件については、競売で売却することができる(ニューヨーク州法第7条-B § 253.5(c)) | | 20 日間にわたって権利の請求がなされないままの馬及びその他の動物は、10 日間の公示後、売却することができる(コロンビア特別区法 § 5-119.12) | 競売において入札者が無いときは、保管者はこれを随意の契約で売却し、慈善施設に寄付することができる(ケベック州民法第 942 条) | |
| 物件の売却方法 | 競争入札 (遺失物法施行令第 5 条) | ドイツ民法に規定なし | パリ警視総監アレテに規定なし | 競売 | 競売 (ニューヨーク州法第 7 条-B § 253.5(c)) | 競売 (カリフォルニア州民法第 2080 条 4、第 2080 条 6(a)、第 2080 条 8 及び第 2080 条 9) | 競売 (コロンビア特別区法 § 5-119.10(b)) | 競売 (ケベック州民法第 942 条) | |
| 保管期間経過後の物件の取扱い | 都道府県に帰属 ただし、禁制品は国に帰属 (遺失物法第 15 条) | 国、連邦州及び市町村は、引き渡された物件を競売に付することができる(民法第 979 条第 1 項) 公告において指定された期間満了時点から 3 年経過後、競売の売上は、連邦国庫、州財政又は市町村に帰属する(民法第 981 条第 1 項) | 請求のなかった遺失物は、国有財産管理部に移管される(パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 10 条) | 権利主張のなされない物件については、警察の所有物となり、競売によって売却する | 保管期間満了後 10 日間が経過した時点において、権利主張のなされない物件は競売によって売却する(ニューヨーク州法第 7 条-B § 254.3) 州警察が保管している物件の売却代金は州の遺棄物基金、その他の警察で保管されている物件の売却代金は市、郡、町又は村の財産となる(ニューヨーク州法第 7 条-B § 253.8) | 物件を競売に付すため、自治体の購買保管機関に移管する ただし、移管された物件が公共の用に供するためには必要と判断された場合には、売却する必要はない(カリフォルニア州民法第 2080 条 4) | 遺失者と拾得者のいずれも出頭して遺失物の権利請求を行わない場合かつ政府による公的な用途のために物件が区長に保持されない場合、物件を競売に付す(コロンビア特別区法 § 5-119.10(b)) | 60 日以内に返還を要求されなかった物件について、拾得物の保管者は物件を売却することができる(ケベック州民法第 942 条) | |
| 拾得物を保管している事実の公示 | 公告 | 物件を返還すべき者の「氏名又ハ居所」が不明の場合(遺失物法第 1 条第 2 項) | 遺失物の差出を受けた機関が連邦の官庁又は施設の場合は所轄の連邦大臣が、その他の場合は連邦州の中央官庁が制定した規則に従って実施(民法第 982 条) | パリ警視総監アレテに規定なし | 運用状況なし | ニューヨーク州法第 7 条-B に規定なし | 価額が 250 ドル以上であって、90 日以内に遺失者が出頭して所有権を立証しない場合(カリフォルニア州民法第 2080 条 3(a)) | 権利の請求及び引取がなされずに 90 日以上財物管理係の保管下に置かれている物件の全て(コロンビア特別区法 § 5-119.10(a)) | 60 日以内に返還を要求されなかった物件を売却しようとする場合(ケベック州民法第 942 条) |
| | 公告方法及び期間 | 差出を受けた日から起算して 14 日間、警察署に掲示(遺失物法施行令第 2 条第 1 項) 掲示に代えて、何時でも閲覧可能な拾得物一覧簿に記載し、これを警察署に備え付けることができる(遺失物法施行令第 2 条第 2 項) | ドイツ民法に規定なし | パリ警視総監アレテに規定なし | 運用状況なし | ニューヨーク州法第 7 条-B に規定なし | 物件が警察署又は保安官事務所の保管下に置かれてから 90 日経過後、一般新聞に公告を 1 回以上掲載(カリフォルニア州民法第 2080 条 3(a)) | 物件が財物管理係の保管下に置かれてから 90 日以上経過後、特別区内で一般に流通している新聞に、週 1 度、2 週連続で公告(コロンビア特別区法 § 5-119.10(a)(1)) | 拾得者、警察又は地方自治体の保管下に置かれてから 60 日以内に、物件が拾得された地方で発刊されている新聞に 10 日間公告(ケベック州民法第 942 条) |

| 項目 | 国名 | | 日本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英国 (ロンドン警視庁管内) | 米 国 | | | カナダ (ケベック州) |
|-----------------------|-------------|--|---|---|--|--|------------------------------|--|--|--|
| | | | | | | | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 | コロンビア特別区 | |
| 金 銭 の 授 受 | 報 労 金 | | <p>物件価額の 100 分の 5~100 分の 20 の範囲内 (遺失物法第 4 条第 1 項)</p> <p>施設の占有者も報労金の請求を主張する場合は上記報労金を拾得者と占有者で折半 (遺失物法第 4 条第 2 項)</p> | <p>物件の価額が 500 ユーロ以下:100 分の 5 物件の価額が 500 ユーロを超える分:100 分の 3 動物:100 分の 3 (民法第 971 条第 1 項)</p> <p>ただし、50 ユーロ以上の物件を官公庁又は公共交通機関で拾得した場合は上記の 2 分の 1 (民法第 978 条第 2 項)</p> | <p>パリ警視総監アレテに規定なし</p> | <p>ロンドン・タクシー内で拾得された物件については、物件の価額に応じた手数料が徴収され、その中に報労金が含まれる (1934 年ロンドン・タクシー令)</p> | <p>ニューヨーク州法第 7 条-B に規定なし</p> | <p>カリフォルニア州民法に規定なし</p> | <p>コロンビア特別区法に規定なし</p> | <p>ケベック州民法に規定なし</p> |
| | 手 数 料 の 徴 収 | | <p>「拾得物ノ保管費公告費其ノ他必要ナル費用」は物件の返還を受ける者、又は物件の所有権を取得し当該物件を引き取る者が負担 (遺失物法第 3 条)</p> | <p>必要経費が発生した場合、受領権利者にその償還を請求 (民法第 970 条)</p> | <p>全ての遺失物に関わる保管手数料:5.10 ユーロ</p> <p>ただし、差出当日の時価又は評価額が 762 ユーロを超える物件については、3%の従価手数料(5.10 ユーロの固定手数料に加えて徴収) (遺失物保管料金を定めるアレテ第 2004-18253 号第 1 条)</p> <p>無償で発行される仏国の公式文書については、保管手数料の徴収は行わない (遺失物保管料金を定めるアレテ第 2004-18253 号第 2 条)</p> | <p>ロンドン・タクシー内で拾得された物件については、規定の手数料を遺失者に請求する (手数料には、拾得者への報労金も含まれる) (1934 年ロンドン・タクシー令)</p> | <p>ニューヨーク州法第 7 条-B に規定なし</p> | <p>物件の保管及び管理の費用を支弁するための妥当な手数料を遺失者に請求 (カリフォルニア州民法第 2080 条 1(b))</p> | <p>区長は規則により、物件の保管料金を定める (コロンビア特別区法 § 5-119.09(d)(2))</p> | <p>ものを置き忘れた者は、当該物件の引渡しを請求できるが、その際、管理費用を支払うことを申し出なければならぬ (ケベック州民法第 946 条)</p> |
| 施設内拾得に関する規定 | | <p>船車建築物その他施設の管守者は、速やかに占有者に差し出す (遺失物法第 10 条第 1 項)</p> <p>管守者ある船車建築物等において物件を拾得した場合、速やかに管守者に差し出す。管守者は占有者に差し出す (遺失物法第 10 条第 2 項)</p> <p>占有者は物件を警察署長に差し出す (遺失物法第 10 条第 1 項及び第 3 項)</p> | <p>ドイツ民法に規定なし</p> | <p>パリ交通公団、空港、タクシー・ハイヤー会社:警視総監承認規則の下で、拾得物の受付、集約、差出及び返還等業務を実施する</p> <p>公衆が出入りできる全ての施設構内:施設管理者又は有資格係員に引き渡された物件を警視庁遺失物課に差し出す</p> <p>販売担当従業員 50 名以上を有する小売店、劇場、映画館等:拾得物を 5 日以内に直接返還するか、警視庁遺失物課に差し出す (パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 13 条乃至第 18 条)</p> | <p>運用状況なし</p> | <p>価額が 20 ドル以上の遺失物を拾得した者は、10 日以内に以下の各機関に物件を差し出す</p> <p>公的な建物、土地又は構内で拾得した場合:州政府ビルの警察</p> <p>市外で拾得した場合:州警察の本署又は支署、郡町村の警察署又は警察本部(保安官事務所を含む)</p> <p>州立公園、公園道路、レクリエーション施設、又は史跡を構成する建物、土地又は構内で拾得した場合:州立公園警察署 ニューヨーク州立公園警察署 ニューヨーク州立大学で拾得した場合:州立大学によって任命された警備担当官又は警察官 (ニューヨーク州法第 7 条-B § 252.1)</p> | <p>カリフォルニア州民法に規定なし</p> | <p>コロンビア特別区法に規定なし</p> | <p>ケベック州民法に規定なし</p> | |

| 項目 | 国名 | | 米 国 | | カナダ | | | |
|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--------------|
| | 日 本 | ドイツ | フランス (パリ警視庁管内) | 英 国 (ロンドン警視庁管内) | ニューヨーク州 | カリフォルニア州 | コロンビア特別区 | (ケベック州) |
| 特定施設における 遺失物取扱いに 関する規定 | 「政令ヲ以テ指定スル法人」 は差出を受けた物件を返還 することが不可能な場合、 「警察署長ニ届出ヲ為シタル 後其ノ物件ヲ保管」する (遺失物法第 10 条ノ 2) ※ただし、現在は指定法人 なし | 官公庁、公共交通機関の建 造物又は公共輸送機関の中 で物件を拾得した者は、直ち に物件を当該官庁、交通機 関又はその職員に差し出さ なければならない この場合、民法第 965 条乃至 第 967 条及び第 969 条乃至 第 977 条の規定は適用され ない (民法第 978 条第 1 項) | フランス国有鉄道の付属 建造物内で拾得された物件 には適用されない (パリ警視総監アレテ 第 00-11481 号第 2 条) | ロンドン警視庁は、私有建造 物内、又は各々独自の遺失 物取扱方法を有する公共交 通機関において拾得された 物件については一切関与し ない 下記の場所で遺失した又は 拾得された物件については、 ロンドン交通局(TfL)が取り 扱う ・ロンドン地下鉄 (London Underground) ・ロンドン・バス (London Buses) ・ドックランズ・ライト鉄道 (Docklands Light Railway) ・ヴィクトリア・コーチ・ステー ション(Victoria Coach Station) ※ただし、ロンドン・タクシー 内の拾得物については、 警察に差し出さなければなら ない | ニューヨーク州法第 7 条-B に 規定なし | 如何なる公的機関も、拾得 された物件の処分に関して、 保管下にある未請求の物件 の管理、返還、売却又は 廃棄に関する妥当な規則を 採択することができる (カリフォルニア州民法 第 2080 条 6) カリフォルニア大学評議員会 及びカリフォルニア州立大学 評議員会は、保管下にある 未請求の物件の管理、 返還、売却又は廃棄に ついて、決議または規則を 設けることができる (カリフォルニア州民法 第 2080 条 8、第 2080 条 9) | コロンビア特別区法に規定 なし | ケベック州民法に規定なし |
| 公務員の 職務拾得等 に関する特例 | 「国庫其ノ他ノ法人ハ報勞 金ヲ請求スルコトヲ得ス」 (遺失物法第 4 条第 1 項) | 官公庁、公共交通機関の 建造物又は公共輸送機関の 中で拾得された拾得物につ いて、拾得者が官公庁又は 交通機関の職員である場 合、報勞金の請求権は認め られない (民法第 978 条第 2 項) | 公務員が職務の一環として 拾得し、差出した拾得物に ついては、遺失者の権利主 張期間が経過しても、当該 公務員による所有権の主張 を認めない (パリ警視総監アレテ 第 00-11481 号第 9 条) | 警察官が遺失物を拾得した 場合は、所有権を取得するこ とはできない | 州又は公共団体の職員が 公務の過程において物件を 入手した場合は、州又は 公共団体が拾得者と見なさ れる (ニューヨーク州法第 7 条-B § 256.2) | 公的機関の従業員が 職務執行中に拾得した物件 について、保管期間満了 時点においても遺失者から の権利主張がなされない 場合は、当該物件を競売に よって売却する (カリフォルニア州民法第 2080 条 3(a)(b)) | コロンビア特別区法に規定 なし | ケベック州民法に規定なし |
| 遺失届 | 遺失届の受理は、警察署又 は交番等において行う (遺失物取扱規則第 8 条 第 2 項) | ドイツ民法に規定なし | 遺失届は、直接又は警察署 を介して警視庁遺失物課に 提出する (パリ警視総監アレテ 第 00-11481 号第 20 条) | 遺失者は、遺失届を提出す ることができる | ニューヨーク州法第 7 条-B に 規定なし | カリフォルニア州民法に規定 なし | コロンビア特別区法に規定 なし | ケベック州民法に規定なし |
| その他の規定 | | 権利を喪失した者は、不当 利得の返還に関する規定に 従い、拾得者あるいは市町 村に対し、権利変更により 取得した物件の返還を請求 できる。請求権は、所有権が 拾得者又は市町村に移転 後、3 年経過した場合にお いて、それ以前に裁判による 権利の主張が行われないと き消滅する (民法第 977 条) | 動産に関しては、占有は権 原に値する(民法第 2279 条) が、遺失者は、物件を遺失 した日から 3 年間は、拾得者 に対して当該物件の返還を 請求することができる (パリ警視総監アレテ 第 00-11481 号第 9 条及び 民法第 2279 条) | | | 売却における購入者は、 購入した物件に対する権利 を得るものであり、その物件 の遺失者又は拾得者による 如何なる権利請求にも束縛 されることはない (コロンビア特別区法 § 5-119.10(c)) | 所有権を時効取得するため の期間は、特別法による 定めのない限り、10 年間と する (ケベック州民法第 2917 条) | |